

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

国家市場監督管理総局、標準必須特許分野における独占禁止指南に対し意見募集

Topic-2

CNIPA、「『商標評審案件の審理中止状況の規範』に関する解説」を公表

Topic-3

CNIPA、2022年の知財保護に関する白書を発表

Topic-4

CNIPA、部分意匠の審査を開始

Topic-5

北京路浩、2023年度社員総会開催

国家市場監督管理総局、標準必須特許分野における独占禁止指南に対し意見募集

2023年6月30日に、国家市場監督管理総局が「標準必須特許分野における独占禁止指南(意見募集稿)」(以下「本稿」)を公表した。本稿第1条によると、本指南制定の目的は、「事業者が標準必須特許を濫用し競争を排除、制限する行為を予防と制止し、知的財産権を保護し、経済の運営効率を向上させ、消費者の利益と社会公共の利益を擁護するため」である。

本稿は、以下の通り、標準必須特許分野の独占禁止のいくつかの重要な基礎問題に対し、具体的説明を行う。

第一章 総則 (1~7条)

第2条は、「標準必須特許」・「標準制定組織(団体)」・「標準必須特許権者」・「標準の実施者」の4つの基礎概念を規定するものである。

第3条は、標準必須特許の関連諸行為は競争を排除し制限する行為に該当するか否かを判断するための分析方法の原則、すなわち、

(一) 知的財産権の濫用に該当するか・「独占禁止法」に遵守しているか；

(二) 知的財産権保護と独占禁止の関係を把握し、知的財産権の保護と公平な市場競争の間にバランスを取ること；

(三) 標準の制定と実施過程において、必要な情報公開、許諾契約と契約交渉のコンプライアンス性を十分に考慮すること；

(四) イノベーション行為の受益を考慮し、権利者と実施者の利益の間にバランスを取ること。

第4条は、標準必須特許に関する関連商品市場と関連地域市場を確定するための分析方法を提示したものである。

第6条は、標準必須特許の許諾承諾における公平性、合理性と無差別の原則を強調するものとなるのに対し、第7条は公平性、合理性と無差別の原則の具体的な表現である「誠実交渉」の具体的な要件を示すものである。

第二章 標準必須特許に関する独占合意 (8~10条)

第8条は、標準の制定と実施過程において、異なる標準必須特許権者間で独占合意と認定されるための諸要素を列挙した。

第9条は、異なる標準必須特許権者間でパテントプールを悪用し、独占合意を締結し、競争を排除、制限する場面を規定するものである。

第三章 標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為（11～17条）

第11条は、市場での支配地位の認定方法と考慮要素を規定するものである。

第12条は、不公平に高額での標準必須特許許諾であるか否かを判断するための諸要素を列挙したものである。

第13条は、標準必須特許の許諾に対する拒絶は正当な事由がある否かを判断する際の諸要素を列挙したものである。

第14条は、標準必須特許の許諾時に一括許諾を行う或いは関連必須製品を抱合せ販売することは正当な事由がある否かを判断する際の諸要素を列挙したものである。

第15条は、標準必須特許許諾の際に、標準必須特許権者による不合理な取引条件を列挙するものである。

第16条は、標準必須特許許諾の際に、標準必須特許権者による差別的な条件設定に該当するか否かを判断するための諸要素を列挙するものである。第四章は、標準必須特許に係る事業者の集中（合併）に関する規定となり、

第五章は、附則となる。

本稿は基本、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」と「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」との二つの一般規定を標準必須特許分野に向けて特化したものと考えられる。この二つ規定の内容と合わせて理解して良からう。

「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」の意見募集稿と「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」の意見募集稿は、弊所発行のNewsletterの2022年7～8月に紹介されたことがある。興味のある方は、そちらをご覧ください。

また、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」と「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」は意見募集を経て、ともに可決となった。「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」は2023年4月15日に発効され、「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」は、2023年8月1日に発効された。

「標準必須特許分野における独占禁止指南(意見募集稿)」の詳細は国家市場監督管理総局の公式サイトにて、確認できる。

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2023/art_6422b2fb728f486b9814349213ea07c6.html

CNIPA、「『商標審査案件の審査中止状況の規範』に関する解説」を公表

2023年6月13日、中国国家知識産権局（CNIPA）商標局は、どのような状況において商標審査案件の審査中止を請求できるかについて、「『商標審査案件の審査中止状況の規範』に関する解説」（以下、本解説という）を公表した。

また、本解説に対し、商標局当局から、2023年6月19日に開催された第十三回中国国際商標祭と2023年7月26日中華商標協会主催の「『商標審査案件の審査中止状況の規範』に関する解説」に関する教育講座との2つのイベントにて、補足説明も行った。

本稿は、本解説と2回の補足説明の内容のいくつかの重要なポイントを取り上げ、紹介を行う。

一、大原則

商標審査案件の審査中止は、必要性を第一の原則としている。すなわち、案件の審査中に、先行権利の確定等は、審査の結果に実質的な影響がある場合のみ、審査を中止すべきである。

二、具体的な場面

「商標審査案件の審査中止状況の規範」は中止すべき7つの場面と、状況によっては中止しても良い3つの場面を挙げた。

1. 中止すべき場面

- (1) 係争商標または引例商標は、名義変更・譲渡手続中にあり、かつ変更後・譲渡後の係争商標と引例商標との間の権利上の衝突が解消する場合；
- (2) 引例商標は権利期間満了で、更新手続中または期間満了後の猶予期間内にある場合；
- (3) 引例商標は、商標権抹消登録または出願の取下手続中にある場合；
- (4) 引例商標は、取り消され、またはその登録は無効と宣告され、または期間満了で更新がおこなわれていなく、かつ取消・無効宣告または抹消登録から一年間経過しない場合；
- (5) 引例商標に関連する案件はすでに結論が達成され、当該案件の決定もしくは当該案件の判決の発効を待っている場合。

以上の5つの場面は拒絶査定不服審判、異議申立不服審判及び無効宣告に対しての一般規定となり、以下の(6)と(7)は特殊規定である。

- (6) 異議申立・無効宣告請求に関する特殊規定、すなわち、関連する先行権利は、人民法院が審査中または行政機関が処理中の別の案件の結果に依拠しなければならない場合；
- (7) 拒絶査定不服審判に関する特殊規定、すなわち、関連する引例商標の権利状態は、人民法院が審査中または行政機関が処理中の別の案件の結果に依拠しなければならないが、かつ出願人は、明確な審査中止の請求を提起する場合。

2. 状況によっては中止しても良い場面

以下の3つの場面は、審査官の職権で中止できる。

- (8) 拒絶査定不服審判に関連する引例商標に対し、すでに無効宣告請求が提起され、かつ引例商標の出

願人は別の案件ですでに「中華人民共和國商標法」第四條、第十九條 4 項、第四十四條 1 項が規定する悪意ある商標登録出願行為に該当すると認定された場合、審査官は裁量で当該拒絶査定不服審判の審理を中止するか否かを決定できる；

(9) 案件の状況が類似するまたは関連案件の先行裁決もしくは判決に依拠する必要がある事案について、個別の事案の必要性に応じて、審査官の裁量で審理を中止できる；

(10) その他、必要性の有無または合法的権利者に鑑み、審査官は裁量で審理を中止するか否かを決定できる。

三、補足説明

また、冒頭の 2 つのイベントを通して、下記の通りいくつかの補足説明も受けた。現在商標局当局による説明となるが、法改正などが定かではない以上、将来的変更する可能性もあることについて十分留意必要がある。

1. 商標評審案件の審理中止は、必要性を第一の原則としているが、条件を満たせば必ず中止されるわけではなく、また、審理中止を請求すれば必ず認められるわけでもない。中止するか否かの決定権限は、商標局にある。
2. 審理中止の請求が認められても、請求者には特に通知を行わない。
3. 「商標評審案件の審理中止状況の規範」が頒布された以前の案件も、新規範を適用できる。以前拒絶査定不服審判の請求理由に、審理の猶予または審理の中止について言及した場合、重複して審理中止の請求をしなくて良い。ただし、前記以外の場合、三ヶ月以内に補充で審理中止の請求をしなければならない。
4. 引例商標に対し三年連続不使用取消を請求する場合、三ヶ月以内に補充で審理中止の請求をしなければならない。

本稿の一と二の部分に関しては、「『商標評審案件の審理中止状況の規範』に関する解説」に参照。また、本解説の詳細は商標局の公式サイトにて確認できる。

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/ssbj_gzdt/202306/t20230613_27700.html

ただし、三の補足説明の部分は、イベント会場における発言のため、現時点では、書面上の記録は特にないことについて、ご了承ください。

CNIPA、2022 年の知財保護に関する白書を発表

CNIPA は、2023 年 6 月 30 日に、「2022 年中国知識産権保護状況」という白書を公表した。

今回の白書は、計 42 頁となり、「保護成果」・「制度建設」・「承認登録」・「文化建設」・「国際協力」の五つの部分に分かれる。

1. 保護成果

(1) 司法保護

司法保護のデータは、弊所発行 Newsletter の 2023 年 5-6 月号に既に紹介を行ったため、そちらをご覧ください。

(2) 行政保護

2022 年、専利（発明特許・実用新案・意匠、以下同）に対する行政による保護は、強化されつつあった。全国の市レベルの行政部門が取り締まった専利違法事件は、計 5700 件余り、かかる金額は 1.85 億人民元に達し、罰金額は、1400 万人民元に登り、犯罪の容疑があるとして司法機関に移送した案件は 9 件あった。全国の知的財産管理部門は、専利紛争行政事件を 5.8 万件処理した。前年比 16.8%増となった。

2022 年、商標に対する行政による保護は、強化されつつあった。全国の市レベルの行政部門が取り締まった商標違法事件は、計 3.75 万件余り、かかる金額は 14.48 億人民元に達し、罰金額は、5.94 億人民元に登った。その内、犯罪の容疑があるとして司法機関に移送した案件は 1041 件あった。

2022 年、全国の市場監督管理局は、各種の不正競争事件を計 9069 件取り締まり、罰金額は、6.2 億人民元に登った。

(3) 保護メカニズムの改善

2022 年時点、全国では、計 27 の知識産権法廷と 4 の知識産権法院、97 の国家知識産権保護センター・快速権利保護センターが設置された。

2. 制度建設

(1) 法律・法規

2022 年 1 月 1 日に、「中華人民共和国科学技術進歩法」の第二次改正が正式に発効となった。2022 年 3 月 1 日に、「中華人民共和国種子法」の第四次改正が正式に発効となった。2022 年 8 月 1 日に、「中華人民共和国独占禁止法」の第一次改正が正式に発効となった。

上記の発効済みの法改正以外に、「中華人民共和国電子商務法」、「中華人民共和国専利法実施細則」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「中華人民共和国著作権法実施条例」、「中華人民共和国植物新品種保護条例」なども、現在改正中または改正を検討中である。

(2) 各行政部門の内部規定

「農業植物品種命名規定」と「商標代理監督管理規定」が改正された。

「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」、「専利審査指南改正草案」の意見募集が行われた。

(3) 司法解釈

「中華人民共和国反不正競争法の適用に関する若干問題についての解釈」は、2022年1月29日の最高人民法院司法委員会第1862回会議で可決され、2022年3月20日をもって発効することになった。

最高人民法院、最高人民検察院が、「知的財産権に対する侵害刑事案件を処理の際の法律適用に関する若干問題についての解釈」の意見募集を行った。

3. 承認登録

承認登録のデータは、弊所発行 Newsletter の 2023 年 5-6 月号にて既に紹介を行ったため、そちらをご覧ください。

4. 文化建設

(1) 宣伝・普及

「2021 年中国知識産権保護状況」等の白書や「知識産権強国建設第一群の典型事例」等の典型事例の公表、宣伝週間の実施、日常的な宣伝報道等

(2) 教育・研修

知財教育の推進持続や知財保護に関する研修の強化等

5. 国際協力

(1) 国際的知的財産条約への加盟

「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」へ加盟した。

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」へ加盟した。

(2) 国家間協力

BRICS・五庁間での協力、欧米との戦略的パートナーシップの強化等

「2022 年中国知識産権保護状況」の詳細について、CNIPA の公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/30/art_91_186011.html

CNIPA、部分意匠の審査を開始

2021年6月1日に、「中華人民共和国専利法」に対する改正が正式に発効した。新専利法の主要な改正点の一つとして、部分意匠の出願は認められるようになった。しかし、最新の専利審査指南と専利法実施細則はまだ改正中であることで、出願の受付は開始されたものの、審査の仕事は一時期に停滞していたことが見受けられる。

最近には、部分意匠に対する審査は、少し動き始めたようになった。

中国での部分意匠の出願は、日本のように部分意匠の分類を指定できないため、下記の検索方法でその件数を推定しかできない。CNIPAのデータベースにて、まず、出願日を「2021年6月1日以降」と設定し、キーワードを「部分意匠（局部外观）」と設定し、2023年8月11日に検索したところ、計85件の結果が表示された。すべての部分意匠出願はその簡単な説明の箇所に「部分意匠」と明記するわけでもないの、登録件数は85件より多少多くなると推測できる。いずれにせよ、データから見て、審査はすでに一定程度展開したと言えよう。

権利付与された案件と弊所が受領した補正通知書の情報から、現段階における部分意匠の出願の際の注意点をいくつかまとめてみた。

1. 名称

製品の名称において、保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記しなければならない。例えば、「自動車のドア」や「携帯電話のカメラ」など。この点に関しては、日本の規定と異なるため、特に留意する必要がある。

實際上、弊所が担当した部分意匠の出願の内でも、名称に関する補正通知書が発行されたケースはあり、審査官の意見によると、「本願は保護を求める部分を明記しておらず…部分意匠を出願する場合、製品の名称において、保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記しなければならない」。そのため、出願の際に、製品の名称を全体+保護部分の形で記入した方が穏便であろう。

2. 図面又は写真

製品全体の図面を提出し、かつ、点線と実線の組合せ又はその他の形態で保護を求める内容を明示しなければならない。点線と実線による区別は、比較的にわかりやすいため、特に問題にはならないと推測される。

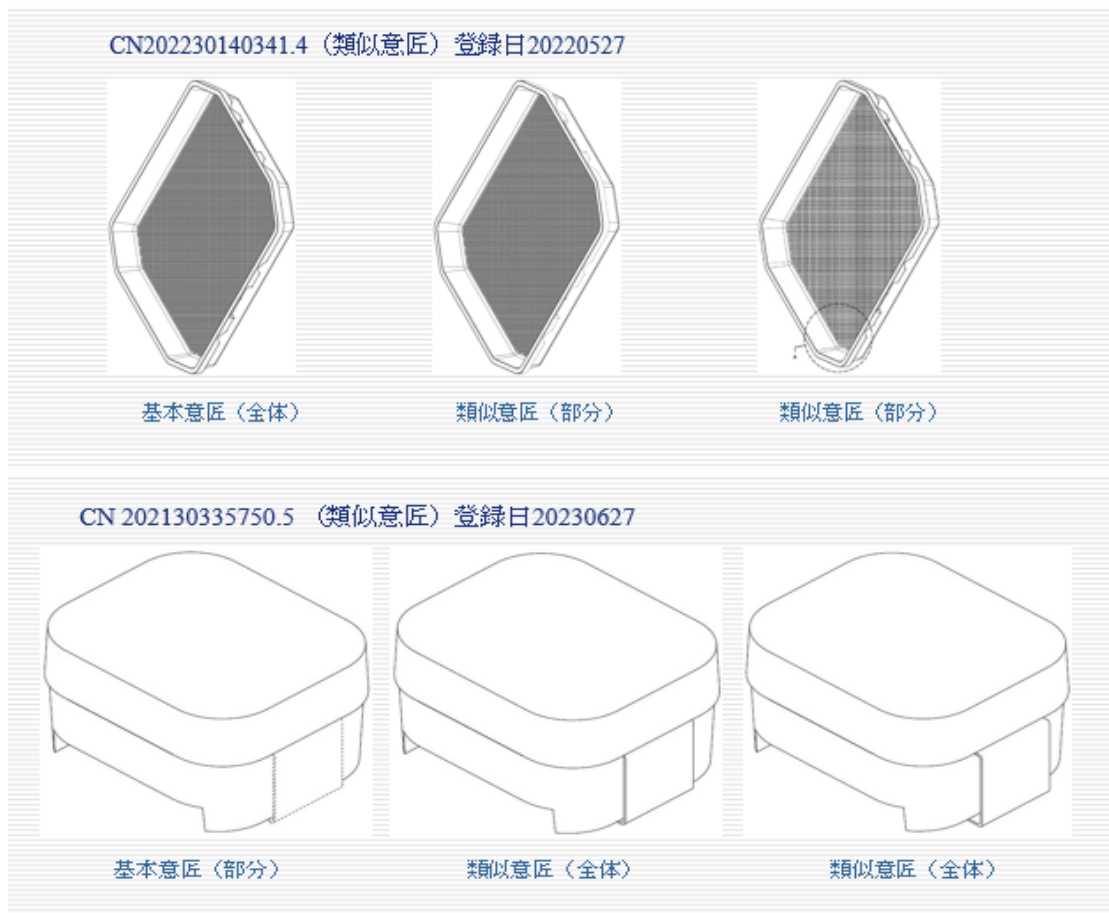
しかし、色彩のレイヤーで保護部分を標記する場合、使用された色が不鮮明であり、または区別しにくいと指摘される可能性はある。弊所が担当した部分意匠の出願の補正通知書に、「色彩の半透明レイヤーは…明白とせず、保護を求める部分を精確に標記できず、…色相の差異が大きい色彩の使用を推薦する」と指摘された。そのため、出願の際に、保護を求める部分とそれ以外の部分を色彩で区別しようとする場合、色相の差異が大きい色彩を使用した方が穏便であろう。

3. 類似意匠

中国では、類似する複数の意匠を一つの出願にすることが可能である。ただし、2度目の審査指南改正意見募集稿（2022年10月31日発行）においては、同一製品の全体意匠とその部分意匠は一つの出願として出願することができないという禁止規定がある。

しかし、今まで権利付与され登録が認められたケースの内、この規定を必ずしも遵守していない出願も散見される。

例えば、下記の図の2件の出願のいずれも、同一製品の全体意匠とその部分意匠は一つの出願とするケースに該当するようが見えたが、その登録は依然として認められた。



現時点では、新たな審査指南と実施細則は定かではない以上、以上のようなケースは、審査基準の変更を意味するか、または偶然なのかはまだ確定できない。

しかし、認められたケースは存在する以上、出願の際に試してみる価値はある。審査官から分割出願するよう指摘されれば、その際また分割出願すれば良からう。

以上のように、権利付与された案件と弊所が受領した補正通知書の情報から、現段階における部分意匠の出願の際の注意点をいくつかまとめてみた。今後の実務の参考になればと思う。今後、部分意匠の審査に関しては、また何か新たな動きがあれば、その都度取り上げる予定である。

北京路浩、2023 年度社員総会開催

2023 年 7 月 15 日に、北京路浩 2023 年度の社員総会は開催された。

7 月 15 日は北京路浩民営化改革記念日となり、2002 年の 7 月 15 日、元農業部特許事務所は、謝順星先生の所長就任を機に、北京路浩国際特許事務所として民営化改革され、再出発を実現した。クライアント様らのご信頼と所長・所員たちの鋭意なる努力のおかげで、この 21 年間、北京路浩は、国内専門の事務所から、海外各国との渉外業務を担当できるような、国内最大級の総合知財代理機構に成長した。

新型コロナウイルスパンデミックの影響で、2023 年度の社員総会は、やや遅れたとはいえ、民営化 20 周年の記念の意味も含め、食事会も兼ねて、4 年ぶりの盛大なる開催となった。今回の大会の主要な議題として、事務所の発展に対し、大きな力を貢献した所員の方々に対する表彰であった。

武漢・上海・広州・深圳・西安・重慶の各ブランチの社員たちは、オンラインでの参加となった。



所長謝順星先生、祝辞を述べる



表彰を受けた所員の方々